

岩手県告示第90号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定に基づく岩手県三陸南沿岸大船渡漁港海岸永沢地区海岸、大船渡地区海岸、峯岸地区海岸及び山岸地区海岸に係る海岸保全区域の指定を廃止する。

令和3年2月9日

岩手県知事 達 増 拓 也